

前 子 施

令和2年5月7日

保 護 者 各 位

前橋市長 山 本 龍

( 公 印 省 略 )

緊急事態宣言の期間延長に伴う放課後児童クラブの対応方針の変更について（通知）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止につきましては、日々状況が変化する中、放課後児童クラブの利用制限にご協力いただき、深く感謝申し上げます。

緊急事態宣言の期間が延長される見込みとなり、市民の皆様には日常生活及び社会経済における制限について今後も協力をいただく見通しとなっております。一方で、このような緊張状態の中、家庭及び親子における様々な負担やストレスが深刻な社会問題になりつつあり、社会における子どもの健全な育成が感染予防と合わせて重要な局面になってまいりました。

このような状況下で、本日現在までに市内放課後児童クラブの職員及び利用者のうちから感染者が発生していないこと、スクールホーム及び小学校での預かりの実施状況等も踏まえ、5月11日以降、同月末日までの放課後児童クラブの対応について、下記のとおり変更いたします。

短期間における方針変更で申し訳ございませんが、状況変化及び保護者ニーズを踏まえたものでございますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

(福祉部子育て施設課)

## 記

### 1 利用できる児童

これまでの利用制限に代わり、利用の自粛をお願いいたしますが、仕事を休むことができず家庭で子の世話をすることができない等やむを得ない場合は、保護者の職種・児童の学年を問わず、利用することができます。利用される方は、各児童クラブにお申し出ください。

なお、小学校での預かりは継続して実施されますので、対象となる児童においては、児童クラブでの3密を抑えるため、引き続き小学校での預かりの優先利用にご協力をお願いいたします。

### 2 開所時間

市立小学校が休校中である限りは、午前からの開所を原則とします。詳細は各児

童クラブにお問い合わせください。

### 3 利用料（運営費）の扱い

本日までの間、多数の保護者からの意見及び要望を踏まえ、全額又は半額程度の減免又は返還（以下「減免等」という。）の措置を拡充し、日割計算による減免等を行うこととします。

具体的には、市による財政措置の下、令和2年4月以降分について月額を開所日数等で除して日額換算した上で、実際に利用していない分を減免等していただけるよう、各児童クラブに対し市から要請を行います。詳細は、各児童クラブにお問い合わせください。

### 4 送迎

利用当日は、保護者様の方で家庭と児童クラブ間の送迎をしていただきますようお願いいたします。

### 5 その他

今後、児童クラブの職員又は利用児童等に感染者が出た場合は、再度利用制限の措置を含め、本通知と異なる対応となりますので、御承知おき願います。

#### <問い合わせ先>

前橋市子育て施設課

施設指導係 内田 横山

TEL 027-220-5706